

第4章 労働協約の地域的拡張適用

第1節 地域的拡張適用の概要

労組法第18条第1項に基づく労働協約の地域的拡張適用とは、ある地域において働く同種の労働者の大部分が一つの労働協約の適用を受けるに至ったとき、その労働協約の当事者双方又は一方の申立てに基づき、労働委員会の決議により、知事は、その地域の他の同種の労働者と使用者もその労働協約の適用を受ける旨の決定をすることができるというものである。

当労委における平成28(2016)年以降の状況としては、令和5(2023)年に1件申立てがなされ、以下のとおり決議を行った。なお、当労委において、労働協約の地域的拡張適用の決議を行ったのは本件が初めてであった。

第2節 令和5年決議について

1 協約当事者である組合からの申立て

X組合は、令和5年1月13日付けで、Y1株式会社及びY2株式会社との間で一組合・使用者二社連名で労働協約(以下「本件協約」という。)を締結した。

本件協約は、A市全域を適用地域とし、A市水道事業の検針業務を行う「時間給制水道検針員」に該当する者について、賃金、裁判員休暇の付与及び労働保険・社会保険の適用のための措置を定めたものである。

X組合は、令和5年2月9日、福岡県知事に対して、労組法第18条第1項の規定に基づき、本件協約を拡張適用する旨の決定を求める申立てを行い、同月10日、申立てを受けた福岡県知事から当労委あて決議が求められた。

2 小委員会の設置及び審議

当労委は、令和5年3月10日の第1844回定例総会において、労委規則第5条第5項の規定に基づき、公労使委員各2名をもって構成する小委員会を設置し、調査審議を行うこととした。

同日、第1回小委員会を開催し、小委員会の運営等について審議した。

以後、小委員会は、令和5年10月4日まで7回にわたり開催され、協約当事者である組合、使用者等からヒアリングを行うなどして事実関係の調査を行い、その結果を踏まえて、本件申立てが労組法第18条第1項に規定する要件を満たすかどうか等について慎重に調査審議を行った。

3 小委員会報告

令和5年10月4日の小委員会において、小委員会の調査審議の結果が報告書としてとりまとめられた。小委員会の判断として、(1)労組法第18条

第1項に規定する要件について、①「一の地域」はA市全域とすること、②本件協約が定める「時間給制水道検針員」を「同種の労働者」として問題ないこと、③「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の適用を受けていること、④本件協約は「一の労働協約」に該当すること、(2)本件協約の拡張適用を行うことは妥当であること、(3)拡張適用の期間は、令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日とすること、などが記載されている。

なお、報告書の末尾には、小委員会の議論の過程で、使用者委員から、「特に、賃金については、厳格に適用すべきであると考えられ、…『四分之三』を大きく超えた場合に限って『大部分』に当たると考えるべきである。」「入札制度…において、…拡張適用がされることになれば、資金に余裕がある大企業に有利となり、地元の中小事業者は、参入が難しくなる…入札額等に直接影響を及ぼしかねないような拡張適用は…『事業の公正な競争の確保』をかえって害することが懸念される。」などとする意見があった旨が記載されている。

4 総会における審議及び決議

令和5年10月13日の第1857回定例総会に小委員会報告書とともに決議(案)が提出され、同総会、同月27日の第1858回定例総会及び同年11月16日の第1859回定例総会において、決議(案)についての審議が行われた。

その審議を経て、第1859回定例総会において、決議(案)についての議決が行われた結果、決議(案)を可とするものが否とするものを上回り、決議(案)は可決された。

決議における主文は次のとおりである。

主文

本件協約は、下記により拡張適用することが適当である。

1 拡張適用する労働協約の条項

本件協約第2条から第8条第1項までの各条項

ただし、第8条第1項中「2023(令和5)年2月1日」とあるのは「令和6年4月1日」とする。

2 適用する地域

A市全域

3 適用する使用者及び労働者

上記2に記載する地域内において、本件協約第2条(5)に定める「使用者」に該当する事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条

(4)に定める「時間給制水道検針員」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 福岡県知事による決定

当労委による上記決議を受けて、令和6年1月5日、福岡県知事は、労組法第18条第1項及び第3項並びに労組法施行令第15条に基づき、労働協約の拡張適用の決定を行った。